

○射水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成17年11月1日

条例第163号

改正 平成24年3月19日条例第9号

平成26年3月20日条例第2号

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 生活環境の清潔の保持等(第6条・第7条)

第3章 一般廃棄物の減量及び処理(第8条—第20条)

第4章 手数料等(第21条—第25条)

第5章 雑則(第26条—第28条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び事業者が一体となって廃棄物の発生の抑制及び再利用等の促進による廃棄物の減量化を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔に保持することにより、資源の有効利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

第3章 一般廃棄物の減量及び処理

(射水市廃棄物減量等推進審議会)

第8条 一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進に関し調査し、及び審議するため、射水市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、15人以内の委員で組織する。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理計画)

第9条 市長は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市長は、一般廃棄物処理計画の基本的事項について定める基本計画を定めるに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたとき又は変更したときは、これを告示する。